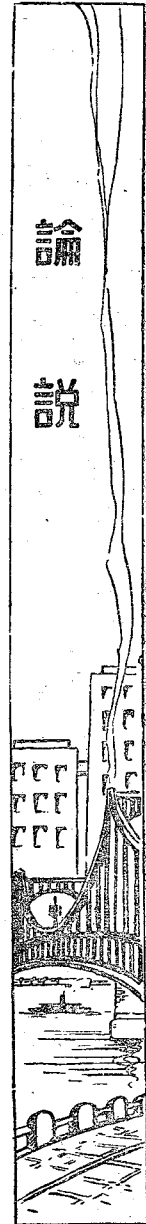


論 說



統制會への職權委讓特に軌道
關係事項に就て

内務省道路課長

岩 澤 忠 恭

一 行政官廳職權委讓令

統制會に對する職權委讓の問題は統制會創設當初からの懸案であつたのでありますが、このたびこれに對する政府の措置がいよ／＼具體的に決定せられ、昭和十八年一月二十日勅令第二十六號を以て「行政官廳職權委讓令が公布せられ、二月一日より施行の運びとなつたのであります。申すまでもなくこの勅令はさきに第七十九回帝國議會の協賛を経て昨年二月公布された昭和十七年法律第十五號「國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律」の施行令に該るものでありまして、この勅令を一讀していただければ直ちに御了解になることゝ存じます

が、これには職權を行はしむべき各統制會の名稱及び法律、勅令に定むる職權中委讓すべきものを具體的に規定し、なほ省令に定むる職權中委讓すべきものに關しては單に當該省令の名稱のみを掲げ、具體的に如何なる職權を委讓するやはこの勅令に基き主務大臣の制定する施行省令の方に譲つてゐるのであります。

本勅令に於て鐵道軌道統制會に委讓すべき職權を具體的に定めたのは第十四條の規定中第一項第一號乃至第四號であり第五號には

五 鐵道運輸規程、地方鐵道法施行規則、地方鐵道係員職制、地方鐵道運賃割引規程、軌道運輸規程、軌道係員規程、軌道運賃割引規程、專用鐵道規程及陸運統制令施行規則ニ依ル職權ニシテ鐵道大臣ノ定ムルモノ

と規定せられ、具體的に委讓すべき職權は一月二十三日鐵道省令第一號を以て公布せられた「鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官廳職權委讓令施行規則」第二條乃至第四條の規定に定められて居るのであります。

また、本勅令の第十四條第一項第六號及第七號には

六 陸運統制令中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關スル件ニ依ル職權ニシテ鐵道大臣及内務大臣ノ定ムルモノ

七 軌道法施行規則及大正十二年内務鐵道省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件ニ依ル職權ニシテ内務大臣及鐵道大臣ノ定ムルモノ

と規定せられ、具體的に委讓すべき職權は一月二十三日内務鐵道省令第一號を以て公布せられた「行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號及第七號ノ施行ニ關スル件」第二條、第三條、第五條及第六條の規定に定められて居るのであります。なほ本勅令中第十五條、第十六條、第十八條乃至第二十二條の規定は鐵道軌道統制會を含む各統制會の共通規定であり、

統制會が本令に基き行政官廳の職權を行ふ場合に於ける必要なる事項を定めて居るのでありますが、行政官廳ニ提出スベキ書類ノ統制會ノ經由」(第十五條)及「本令ニ定ムルモノノ外本令ニ基キ統制會ガ行政官廳ノ職權ヲ行フ場合ニ於ケル必要ナル事項」(第二十二條)に就ては施行省令の方に譲つて居るのであります。

二 職權委讓の理由

抑々行政官廳の職權が行政官廳以外の者に委讓せられるのは、これまで府縣市町村等に殆んどその例が限られてゐたのであります。今度のやうに、統制會のやうな業者團體に對して、ひろく行政官廳の職權委讓が爲されるのは、全く劃期的の措置といふべきであります。そこで、まづ何故に統制會に對して行政官廳の職權が委讓されなければならないかの根本理由に就いて申します。統制會は、あらためていふまでもなく、國民經濟の總力發揮を目指す當該産業の綜合的統制團體であり、また當該産業に關する國策の協力機關であります。このやうなものとして統制會が設立された以上、當該産業の内部の個々の問題に就いては、できるだけこれを統制會に任せることが適切な途であります。政府は國策の大綱を握りながら、その具體的實施に關する事項は統制會に自主的に行はせようといふのが、そもそも統制會制度の大きな狙ひであります。ところで、すでに統制會も成立し、いよくその本格的な活動に入らうとする今日、各種の法令を見ますと、そこには從來の方式に従つて、個々の業者に對する政府の直接の職權を定めたものが甚だ多いのであります。大小の事柄に關する各種の認可、許可、届出などの規定がそれです。このやうな法令上の政府の職權をこのまゝにしておいては、同一の業者に對して政府と統制會とが二重に統制指導を行ふ結果となり、そのこと自體、國家として大きな無駄であるばかりでなく、統制會設立の根本趣旨にも副はないことゝなります。そこで、このやうな法令に於て行政官廳の職權として

定められてゐるものを再検討して、その性質上、統制會に行はせるのをむしろ適當とする職權は之を統制會に委讓して權限關係の整理を行ふことが必要と考へられるのであります。

かうしてこそ、民間の知識經驗を活用して統制の能率的な運営を圖らうとする統制會制度本來の趣旨も生かされることになりすし、また政府としても、常に大所高所から國家大局の施策に専念し、國家經濟全體としての綜合性と計畫性を保持することができけるわけです。いひ換へれば、この職權の委讓によつて、國家事務に就て官民おの／＼その分に從ひ、相協力してこれが處理に當る體制が整へられることになります。さらにまた、これによつて統制會自身の育成強化が著るしく促進されることも期待されるのであります。

三 職權委讓に方り特に顧慮したる事項

次に、こんど鐵道軌道統制會に對し職權委讓を爲すに方り特に顧慮した事項に就て申します。

その(第一)は行政簡素化の趣旨實現に努めたことであります。特に軌道に就ては内務、鐵道兩大臣の共管であり、下級監督官廳としても地方長官のほかに鐵道局長があり、いはゞ重複監督の嫌ひがあつたのであります。現在の國政機構に於て道路行政の主務大臣と運輸行政の主務大臣とが相異り、いま直ちに之を同一のものたらしめることに困難な點がある以上、「道路」と「運輸」との混血兒ともいふべき軌道にとつて主務大臣共管となるは不可避のことであり、従つて軌道の二元監督の弊を尠からしめるために、兩主務大臣の職權を爲し得る限り多く統制會に委讓するに努めたのであります。軌道法施行規則第十一條の規定に依る認可(線路及工事方法書記載事項變更ノ認可)の書類は件數から云つて他の書類と比較にならぬ程非常に多いのであります。此の職權を統制會に委讓した(内務鐵道省令第三條第二號參照)如きはその

一例であります。省令第五條に右の中大臣の職權に留保した事項が、掲記せられてゐますが、實は之に該當するものは件數としては比較的僅かであり、つまり主務大臣は道路又は運輸行政上特に重要な事項のみを自ら監督しようといふ譯であります。また一方地方長官の職權もその所管する一般地方實務遂行上眞に必要なものに限定したのでありまして、例へば大正十二年内務鐵道省令「軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件」第二條の規定に依り「人力又ハ馬力ヲ動力トセザル軌道」に關し「認可ヲ受ケタル工事方法ノ變更ニシテ」(イ)乃至(ツ)に該當するもの竝に「運轉速度數ノ制定及其ノ變更」の認可の職權を地方長官に委任して居りますが、この中「新設軌道ニ關スルモノ」及「併用軌道ニ關スルモノ」ノ中別ニ定ムル工事ニ關スルモノ」(省令第三條第三號參照)を統制會に委讓することにしたのであります。なほ鐵道局長の職權も亦徹底的に壓縮し、副本提出なども大部分整理されたのであります。(省令第三條第三號及第十條第二項參照)その他統制會が委讓を受けた職權を行ふ場合に於て「統制會ニ提出スベキ書類ハ地方長官又ハ鐵道局長ヲ經由スルトヲ要セス」(省令第十條第一項參照)とせられたのも行政簡素化の趣旨にかなふものといへるであります。

職權委讓に方り(第二)に顧慮した點は行政監督系統の秩序保持といふことであります。特に地方長官が道路及び其の交通警察を所管して居り且「軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設ス」べきもの(軌道法第二條)である以上尠くとも大臣の職權に留保して居るやうな事項に就いては原則として書類の地方長官經由を廢止する譯に行かぬのであります。このほか更に統制會をも經由することに致しますと前記行政簡素化の趣旨に悖るばかりでなく、地方長官と主務大臣の間に行政官廳に非ざる團體が介在すること自身、行政監督系統の秩序保持上具合が悪い點があるのであります。同様に統制會に提出すべき書類に就て地方長官又は鐵道局長を經由せしめることも妥當でないのであります。このため省

令第七條に於て、内務大臣又は鐵道大臣に提出すべき書類を統制會經由と爲したるもの、運賃變更認可申請書及主任技術者選任又ハ變更届に就いては鐵道局長又は地方長官經由を廢することとし、また地方長官を經由して大臣に提出する書類は統制會を經由せしめないことにしたのであります。若し統制會がこれらの書類を了知する必要があるならば統制規程に基いて會員より直接副本を提出せしめることになると思ひます。なほ前にも一言しました通り、統制會が委讓を受けた職權を行ふ場合に於て統制會に提出すべき書類は地方長官又は鐵道局長を經由せしめないことに致しました。(省令第十條第一項参照)

(第三) は道路及其の交通竝に河川との關係調整の問題であります。申すまでもなく「軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設」(軌道法第一條)すべきものであり、(特許ヲ受ケタル軌道經營者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做)され且「此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル」(軌道法第四條)ことゝせられ、道路法第二十八條の規定に依る占用料徴收を許さないばかりでなく軌道法第四條に基く命令が制定せられないため、事實上軌道に對しては道路占用料を徴收し得ないことになつて居り、また「軌道經營者工事施行ノ認可(註、線路及工事方法變更の認可を含む)ヲ受ケタルトキハ道路ニ關スル工事ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做」され「河川法、砂防法及之ニ基キテ發スル命令ニ依ル許可又ハ認可ニ付亦同ジ」(軌道法第六條)とせられて居るのみならず、「地方長官必要アリト認ムルトキハ道路管理者ヲシテ道路ニ敷設スル軌道工事及之ヲ爲ス必要ヲ生ジタル道路ニ關スル工事ノ全部又ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得」(軌道法第八條)るなど地方鐵道と全然對蹠的な法制の立前になつて居るのであります。地方鐵道に於ては「之ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ

於テ」は内務大臣の許可を受くるを要シ(地方鐵道法第四條)、また「道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ニ關スル工事ノ施設ハ所管行政廳ノ許可ヲ受ク」(地方鐵道法第十六條)べきものでありますから地方鐵道法に基く線路及工事方法の變更又は假設工事施行の認可の職權を統制會に委讓しても道路及其の交通並に河川との關係調整を爲す方策が残されてゐるのであります。軌道に於ては前記のやうな次第で、これら線路及工事方法の變更又は假設工事施行の認可の際に道路及其の交通並に河川との關係調整を爲さなければならぬのであります。省令第五條に於て軌道法施行規則第十一條即ち「線路及工事方法變更ノ認可」の職權中道路行政上特に重要な若干の事項が大臣の權限に留保せられた外、省令第八條第一項に於て

第八條 鐵道軌道統制會第三條ノ規定ニ定ムル職權ニシテ軌道法施行規則第十一條(註、線路及工事方法變更ノ認可)

若ハ第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第二十五條第一項本文(註、假設工事施行の認可)、又ハ軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ルモノ(註、人力又は馬力を動力とせざる軌道の工事方法變更にして輕微なるもの認可)ヲ行フ場合ニ於テ停留場ノ廢止、線路及橋梁ノ重要ナル變更又ハ道路及河川ノ占用ノ方法若ハ面積ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ豫メ關係地方長官ニ協議スベシ

と規定せられたのは右の趣旨に依るのであります。なほ統制會と地方長官との間に協議の調はない場合には、統制會より内務鐵道兩大臣に稟伺して其の指示を受くべきものであります。(内務鐵道省令第十二條、鐵道省令第九條参照)序でに一言致したい點は地方長官側が道路及道路交通並に河川行政の立場のみを固執して軌道事業上の要請を容るゝ協力を爲さず又は統制會側が軌道事業上の立場のみに執着して道路及道路交通乃至河川行政上の立場を理解しないやうでは協議不調に終る虞れが多分にあるのであります。此の點地方長官及び統制會に對し充分の御協調をお願ひ致し度いのであります。

四 職權委讓せざる事項

そこで職權委讓の内容でありますが、それは前に一言した如く行政官廳職權委讓令特に第十四條の規定とその施行規則に該る鐵道省令及内務鐵道省令の三つを併讀して載くとお分りになることでありますから委讓の内容に就いていまこゝで詳しく解説することは之を省略し、反つて逆に「職權委讓せざる事項は如何」といふこと、並びに「委讓せざる理由は如何」といふ問題に就て軌道法に依る職權を中心としてお話し致した方が御理解に便かと存するのであります。職權委讓せざる事項を其の理由別に大別致しますと大體四種類に分れるのであります。即ち

(第一) 特許權の發生、變更及消滅に關する事項

がその第一であります。軌道を敷設して運輸專業を經營する權利を設定する行爲は行政法上「公企業ノ特許」に屬するものであり、本來國家に專屬せしめ居る軌道經營權を特定企業者に付與すると共に又其の經營の義務を負はしめるものでもありますから、其の權利の發生、變更及消滅に關する事項は政府に於て其の職權を留保せざるを得ないのであります。これ鐵道及軌道の如く強度の獨占的企業たる性質を有し且國土構成上及び全産業の基本施設たる使命を帯ぶる交通專業の特質から來る當然の結論であります。この點に付例へば製鐵事業の如く今日國家的に極めて重要な事業であつても「製鐵業ノ經營、讓渡又ハ廢止ノ許可」(製鐵事業法第三條第十七條)或ひは「製鐵會社ノ合併又ハ解散ノ認可」(同法第十七條)の如き職權を鐵鋼統制會に對し委讓することになつたのと比較して考へていたゞき度いと思ひます。

さて軌道法に基く職權の中から本項に該當するものを拾つて見ますと

(一) 事業ノ特許(法三條)

(二) 工事施行ノ認可 (法五條一項)

(註) 工事施行の認可を受けざるときは特許は其の効力を失ふ (法二十三條)

(三) 工事施行認可申請期間ノ伸長 (法五條二項)

(註) 工事施行の認可申請期間内に認可を申請せざるときは特許は其の効力を失ふ (法二十三條)

(四) 工事着手又ハ竣功期間ノ伸長 (法七條二項)

(註) 主務大臣の指定する期間内に工事に着手し之を竣功せしめざるときは特許の全部又は一部を取消すことあり (法二十七條)

(五) 特許ニ依ル權利義務讓渡ノ許可 (法十五條)

(註) 本條は運輸開始前に於ける讓渡にのみ適用する行政取扱なり

(六) 軌道ノ讓渡 (法十六條一項)

(註) 本條は運輸開始後に於ける讓渡にのみ適用する行政取扱なり

(七) 公益上ノ必要ニ因リ公共團體ニ於テ軌道買收ノ認可 (法十八條)

(八) 會社合併ノ認可 (法二十二條)

(九) 事業廢止ノ許可 (法二十六條、地法二十七條)

(註) 事業廢止の許可を受けたるときは特許は其の効力を失ふ (法二十三條)

(十) 會社解散決議ノ認可 (法二十六條、地法二十七條)

以上の他前記の諸事項と密接なる關係を有するものとして

(十二) 運輸開始前ニ於ケル線路及工事方法書記載事項變更ノ認可(施十一條一項)(内務鐵道省令五條參照)

(註) 前記(二)及(四)と密接なる關係を有するものなり

(十二) 運輸開始前ニ於ケル假設工事施行ノ認可(施二十七條、地施二十五條一項本文)(内務鐵道省令六條參照)

(註) 例へば複線として工事施行認可を受けたるものを取敢へず單線工事として施行する場合假設工事の認可を受けて實施する如き行政實例なるを以て、本(十二)は(十一)と同様(二)及(四)と密接なる關係を有するものなり

(十三) 工事施行認可前ノ起業目論見書記載事項變更ノ認可(施六條一項本文)

(十四) 右ノ内輕微ナルモノノ變更届(施六條一項但書)

(十五) 工事著手及竣功届ヲ受ケタル場合地方長官ヨリノ報告(施十三條)

(註) 本條は運輸開始前のものに限り適用する行政實例にして(四)と密接なる關係あるものなり

(十六) 發起人、組合員ノ加入脱退届(施二十七條一項、地施八條)

此の他軌道法に基く職權ではないが、本項に關係あるものとして

(十七) 軌道ヲ地方鐵道ニ變更ノ許可(地法四十五條)

があるのであります。以上の如く特許權の發生、變更及消滅に關する事項は職權を委讓しないのであります。が、統制會長としては事業の統制運営上必要ありと認むるときは、統制規程第六條又は第七條の規定に依り會員に對し「會社ノ合併並ニ事業ノ讓渡、讓受、共同經營」又は「事業ノ廢止」等を勸告することが出來ます。此の場合これら政府の職權に留保し

居る事項に關し會員に勸告せんとするときは豫め政府の承認を受くる必要はありますけれども、何れにせよ前記特許權の發生、變更及消滅に關する事項に就き職權委讓がなくても事實上統制會長として大いに腕を揮ふことは出来る譯であります。

(第二) 道路及運輸行政上特に重要な事項

次に道路及運輸行政上特に重要な事項は勿論政府の職權に留保して置くのであります。特に鐵道省としては國有鐵道の經營といふ本統制會の會員と同種又は類似の事業を經營し、運輸の點に就ては鐵道省自身がエキスパートであり、特に高級技術を要する事項などは積極的に業者を指導して行くべき立場にあるのみならず、國有鐵道はわが國陸上交通運輸の幹線であり、地方鐵道、軌道はその支線又は補助線たる性質を多分に具有してゐるのであります。特に地方鐵道の如きは國有鐵道と全く企業協同體たるの實を擧げて行かねばならぬのであります。此の意味からいふても國有鐵道に於ける車輛設計、運賃其の他の運輸政策は必然的に地方鐵道に於ても之に即應せしむる要あるもの多く、軌道に就いても程度の差こそあつても大體同様のことが申せるのであります。此等の點は他の産業關係統制會と商工省との關係に比して著しく異なるのであります。今度の職權委讓に方り鐵道省に於てこの邊相當苦心せられたことであらうと推察するのであります。

また内務省としては道路行政を主管し、その道路を占用する併用軌道の道路及道路交通との關係調整に就ては勿論、新設軌道地方鐵道に就ても道路との交叉方法及構造の點に於て特に重大なる關心を有するのであります。道路行政上特に重要な事項は内務省として委讓し得ざるばかりでなく、苟くも一般道路交通に相當の關係ある事項に關する職權を統制會に委讓することは抑々當該産業の内部の個々の問題に就てはできるだけこれを統制會に任せるといふ趣旨に出でた今回

の職權委讓の目的から見てこれは行き過ぎであり、又假に委讓するとしても何等か道路交通との關係調整の方途を講ぜねばならぬのであります。此の點に就きましては既に一言したことでありますから此の位の説明に致しまして本項即ち道路交通及運輸行政上特に重要な事項に該當するものとして政府の職權に留保したものを擧げて見ませう。

(一) 線路及工事方法書記載事項變更ノ認可(施十一條)中左ニ掲グル事項ニ關スルモノ(内務鐵道省令五條參照)

一 動力及軌間變更ニ關スル工事

(註) 複線工事
單線を複線に變更する工事をいふ

二 併用軌道ニ於ケル橋梁ニ關スル工事

(註) 地方鐵道法施行規則第十二條第一項第九號に掲ぐる事項に關係ある如き工事をいふ

三 併用軌道ニ於ケル軌道ノ構造及道路ノ鋪裝ニ關スル工事(認可ヲ受ケタル設計ト同一ノモノヲ除ク)

(註) 單に中心線の變更を爲すのみにて軌道の構造及道路の鋪裝方法に變更なきときの如きを除くものとす

四 國道、府縣道其ノ他交通頻繁ナル道路トノ踏切ニ關スル工事

(註) 踏切構造の變更に伴ふ工事をいふ

五 他ノ軌道又ハ鐵道トノ連絡直通又ハ交又ニ關スル工事

六 電力需給ニ關係アル變電所及送配電線ノ新設又ハ變更ニ關スル工事

七 第一種及繼電聯動保安設備ノ新設又ハ變更ニ關スル工事

九 特殊設計ニ關スル工事

十 軌道法施行規則第十一條第三項ニ該當スル工事

(註) 變更せんとする事項が道路に重大なる關係を有し特許の場合と同様、地方長官より關係道路管理者の意見を徵す(管理者はその意見を決定するに付公共團體の議會の意見を徵す)べきものに關する場合の工事をいふ

十一 地下鐵道及市街地ニ於ケル高架線ニ關スル主要ナル工事

十二 其ノ他内務大臣及鐵道大臣ノ指定スル工事

(一) 使用期間六月ヲ超ユル假設工事ノ認可(施二十七條、地施二十五條一項本文)(内務鐵道省令六條參照)

(三) 車輛製作購入ノ認可(施二十七條一項、地施二十條)

(四) 運賃料金ノ制定及基本運賃變更ノ認可(法十一條一項、施二十一條)(内務鐵道省令三條一項二號參照)

(五) 運輸開始實施屆(施十七條二項)

(註) 内務大臣、鐵道大臣、地方長官及所管鐵道局長宛

(六) 重大ナル事故ノ即時報告(施二十六條一項)

(註) 内務大臣、鐵道大臣、地方長官及所管鐵道局長宛

(七) 重大ナル事故屆及輕微ナル事故屆ノ取纏報告(施二十六條)

(註) 右屆書受理の職權は之を統制會に委讓するも(内務鐵道省令三條一項二號參照)、統制會に於て一定の時期に會社別、事故原因別等に之を取纏め。内務大臣、鐵道大臣及關係地方長官に報告せしむることとせり(内務鐵道省令九條二項)

(八) 主任技術者選任、變更届(施二十七條一項、地施三十一條二項)

(註) 右届書は統制會經由とし、地方長官經由(施二九)を廢することとせり(内務鐵道省令七條參照)

(九) 新設軌道ニ於ケル線路及工事方法書記載事項變更申請切道ノ増減届(施二十七條二項、地施十八條一項)(内務鐵道省令三條一項二號參照)

(註) 内務大臣、鐵道大臣及地方長官宛

(十) 軌道建設規程及運轉信號保安規程ニ定ムル職權

(註) 特別設計の命令及許可(軌道建設規程三十五條)

特別の運轉信號及保安の許可及命令(鐵道大臣)(軌道運轉信號保安規程一條)

特殊常置信號設置の認可(鐵道大臣)(同二十五條二項)

車輛の運轉保安の法式又は運轉保安を施行せざる場合及其の變更届出(鐵道大臣及地方長官宛)(同四十二條)

(第三) 統制會に職權委讓するを不適當とする事項

次は統制會に委讓することを不適當とする職權であります。それは法令に定むる各種命令の職權、公益上の必要に基く處分の職權、臨檢検査權、政府の補助、買収、補償に關する職權、抵當に關する職權其の他地方長官又は道路管理者に對する認可、道路管理者と軌道經營者との間の裁定の職權等であります。いまこれを軌道法に就いて申しますと

(一) 軌道工事ヲ道路管理者代行ノ認可(法八條一項、施十四條)

(二) 右費用負擔ノ裁定(法八條二項)

(三) 軌道數ヲ道路數ニ編入ノ認可(法九條、施十六條一項)

- (四) 運賃、料金、速度、度數及發端時限ノ變更命令(法十一條二項)
 - (五) 書類提出、設備事業ノ監査(法十三條)
 - (六) 公共團體買収價額又ハ補償價額ノ裁定(法十九條、二十條)
 - (七) 設備ノ共用、變更命令(法二十六條、地法十七條二項)
 - (八) 右費用負擔ノ裁定(法二十六條、地法十七條三項)
 - (九) 改善命令(法二十六條、地法二十三條二項)
 - (十) 連絡、直通其ノ他運輸協定ノ命令(法二十六條、地法二十五條一項)
 - (十一) 右ニ關スル裁定(法二十六條、地法二十五條二項)
 - (十二) 政府買収ノ場合清算中ニ於ケル買収代金配當ノ認可(法二十六條、地法三十五條ノ二)
 - (十三) 政府ノ買収、補償ニ關シ建設費ニ増減ヲ來スベキ事項ノ認可(法二十六條、地法三十六條ノ四)
 - (十四) 軌道經營者ガ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタル場合ノ處分(法二十七條)
- の如きものであります。なほ營業報告(施二十七條一項、地法四十九條)(内務鐵道省令三條二號參考)、主任技術者解任命令(施二十七條一項、地法三十一條二項)、特別會計の許可及命令(軌道會計規程に於て準用する地方鐵道會社規程一條)等も委讓せられません。このほか陸運統制令などにも各種命令の職權があります。統制會長としてはこれら法令に定むる命令の職權を委讓せられなくとも統制規程に基き會員に對し各種の指示、勸告を爲し得るし事業の統制運籌指導と別段の支障はないでせう。

(第四) 地方長官の職權と爲し置くを適當と認むる事項

現在軌道法に依る職權の中軌道法第二十五條の規定に依り地方長官又は鐵道局長に職權委任になつて居る事項が相當あるのでありますが、こんどの統制會への職權委譲に關聯し、これら既に職權委任になつて居る事項をどう取扱ふかが問題となつて來るのであります。結論としては從來から地方鐵道、軌道の監督行政に部分的にしか關與して居なかつた鐵道局長に對しては此の際行政簡素化の見地から其の委任職權(と申しても「人力又ハ馬力ヲ動力トセザル軌道ニ於ケル運賃ノ臨時割引及運輸ニ關スル料金ノ變更認可ノ職權」だけではありませんが)を引き上げて之を統制會に委譲することとし、又地方長官への職權委任事項に付ては、此の際特に統制會をして行はしむるの要なきもの、例へば「人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道ニ關スル事項」(軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第一條)の如きは統制會に委譲せず、また同第二條の職權中「併用軌道」に於ける輕微なる工事方法の變更認可並びに運轉速度及度數の制定及其の變更認可の職權も原則として之を委譲しなかつたのであります。蓋し現在地方長官に於て簡捷に處理しつゝあるこれらの職權を特に統制會に引き上げて來る程の必要を認めなかつたからであります。但し地方長官が第二條の處分を爲した場合の大臣への措置報告は之を廢し、その代り統制會に對し措置の結果を通知せしめることに致して居ります。(内務鐵道省令第十一條参照)なほ前記第二條の職權中「新設軌道」に關するものは之を地方長官から引き上げて統制會に委譲致しましたが、その主たる理由は今日本新設軌道中には地方鐵道と實質の殆んど變らないものが相當にあるので、これらを地方鐵道に變更するまでもなく地方鐵道に近い取扱ひと致したいと考へたからであります。但し地方鐵道に於ては踏切道の増減に關する工事の如きは地方鐵道は第十六條の規定に依り所管行政廳の許可を受けることになつて居るのであります。新設軌道に於ては地方鐵道

法施行規則第十八條第一項第八號の届出を爲す以外に前記地方鐵道のやうな手續を要しない法制の立前になつて居り、従つて此の届出は道路行政上からいふも重要な事項でありますから、右踏切道の増減に關する届書受理の職權は之を統制會に委讓せず、從來通り内務大臣、鐵道大臣及地方長官に届出しめることに致しました（内務鐵道省令三條二號參照）また「道路及河川ノ占用ノ方法若ハ面積ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ」統制會に於て處分前「豫メ關係地方長官ニ協議」（同省令八條參照）すべきものであることを御留意願ひます。なほまた前記第二條の職權中「併用軌道」の分に就ても其の工事か「鐵鋼五匁、アルミ、電氣銅各五百匁、或ひはセメント二十匁」以上の資材を要するやうなものであれば其の職權は地方長官から引き上げて統制會に委讓することに致しました。（内務鐵道省令三條三號、内務鐵道省告示參照）蓋しこの程度
の資材を要する工事は重要物資の極度の節減を要する現下の情勢に鑑み、統制會に於て全國的統制運營の見地から處分するを妥當と認めたからであります。この場合に於ても道路や河川の占用の變更を伴ふものであれば統制會に於て處分前地方長官に協議すべきことなど前記同様であります。

五 結 語

以上大體軌道に關する事項を中心として統制會への職權委讓に關するお話しをした次第であります。地方鐵道及專用鐵道に就いて説明致さなかつたこと、肝心の委讓の内容及び勅令、省令を逐條的に解説しなかつたため甚だ不充分的な解説となりました。しかし全般に互る説明は鐵道省關係官にお願ひすることとし、わたくしはたゞ軌道事業又は軌道行政に關係せらるゝ各位に何等かの參考ともなればこの拙文の目的を達したと考へる次第であります。

現在喰ふか喰はれるかの容易ならぬ決戦下にあつて、國內もまた戰場であり、われ／＼が各々職域を通して早急に爲さ

ねばならぬことは山積するほどあります。軌道に關する法令は由來複雑で理解しにくいのでありますが、今回更に法文上多岐を加へることになりましたが、どうぞ一刻も早く新法令を消化して頭惱を整理せられ、事務上のことなどで手違ひや無駄を繰返すことなきやう切望する次第であります。新法令に基き主務大臣、地方長官及統制會の三者が職權上各々その分野を適當に分擔して事業者各位とともに協力一致運用宜しきを得るならば大いに事務能率を増進し、地方鐵道及軌道事業の統制運営もまた一段と圓滑適切に推進し、輸送の強化、戦力の増強に寄與することが出來ると確信するのであります。

(終)

ナチスの水路及道路交通に就て

經濟學博士 檜 崎 敏 雄

目 次

- 一 序 説
- 二 獨逸の産業經濟に於ける内港の地位
- 三 獨逸國內水路發達史
- 四 水路殊に運河の整備擴充
- 五 歐洲廣域經濟圏と獨逸水路網の整備
- 六 自動車普及政策